平成２９年（フ）第１４１号
山口県下関市豊田町大字殿敷1527番地１
債務者　藤本　幸恵
１　決定年月日時　平成29年12月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１６７号
徳島県徳島市南矢三町３丁目７番61―322号エクセレントメゾンプレ
債務者　渡辺　史奈
１　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３２号
徳島県徳島市中常三島町３丁目17番地の13ルネ葵103号室
債務者　桑原とし子
１　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０号
高知県室戸市室戸岬町5763番地１
債務者　寺岡　久美
１　決定年月日時　平成29年12月12日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２９年（フ）第８６号
福岡県田川市大字伊田2736番地１　三井伊田三井伊田団地22―１―５
債務者　岩見　初男
１　決定年月日時　平成29年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第８７号
福岡県田川市大字伊田2736番地１　三井伊田三井伊田団地22―１―５
債務者　岩見　勝子
１　決定年月日時　平成29年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第１４８号
宮崎県延岡市昭和町２丁目2201番地　市営住宅　元―１―１―18
債務者　河野　里沙
１　決定年月日時　平成29年12月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第８６号
岩手県北上市常盤台１丁目１番73号
債務者　髙森　淳也
１　決定年月日時　平成29年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第８９号
岩手県花巻市愛宕町11番34号アパートメモリーズ201号、旧住所岩手県北上市相去町高前檀44番地５コンフォートヒルズⅠ―202号
債務者　千葉　　瞳
１　決定年月日時　平成29年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第９７号
岩手県北上市鬼柳町都鳥８番地３、旧住所岩手県奥州市江刺区岩谷堂字菖蒲沢170番地７
債務者　小原可奈子
１　決定年月日時　平成29年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第１０１号
岩手県花巻市星が丘２丁目５番23号　スターシャインＡ101号、旧住所岩手県盛岡市向中野７丁目19番17号
債務者　亀澤　宥太
１　決定年月日時　平成29年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第２１７号
長野県松本市宮田11番68―407号　サーパス松南
債務者　田上　嘉子
１　決定年月日時　平成29年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１０１７号
堺市北区東三国ヶ丘町５丁２番24―103号
債務者　吉門　政勝
１　決定年月日時　平成29年12月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０１８号
堺市北区東三国ヶ丘町５丁２番24―103号
債務者　吉門ルリ子
１　決定年月日時　平成29年12月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０３８号
堺市堺区甲斐町東６丁１番40―608号、前住所大阪市住吉区南住吉４丁目11番25―401号
債務者　藤井　道昭
１　決定年月日時　平成29年12月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０４２号
大阪府藤井寺市小山８丁目４番53号、前住所大阪府藤井寺市沢田１丁目30番21―402号
債務者　三嶋　知哉
１　決定年月日時　平成29年12月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０４８号
大阪府高石市西取石３丁目14番11―401号
債務者　木下　京子
１　決定年月日時　平成29年12月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係